

主眼事項及び着眼点（指定就労継続支援B型）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援B型を提供しているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援B型の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第43条 平18厚令171 第3条第1項</p> <p>平18厚令171 第3条第2項</p> <p>平18厚令171 第3条第3項</p> <p>平18厚令171 第198条</p> <p>平18厚令19 第6条の10第 2号</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 指定就労継続支援B型事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>指定就労継続支援B型事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>② 職業指導員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>③ 生活支援員の数は、指定就労継続支援B型事業所ごとに、1以上となっているか。</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>法第43条 第1項</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号イ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号ロ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第1 項第1号ハ)</p> <p>平18厚令171 第199条準用 (第186条第4 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 情報の提供等	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、他の指定就労継続支援B型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援B型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、当該指定就労継続支援B型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p><u>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の仕事所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</u></p>	<p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p> <p><u>平 18 厚 令 171 第 202 条 準用 (第 38 条)</u></p>